

庄内町立立川中学校「部活動・クラブ」確認事項（ガイドライン）

2019 年 4 月から実施（2021 年 4 月一部改訂）
 （2022 年 4 月一部改訂）
 （2023 年 4 月一部改訂）

区 分 項 目	立川中学校（教育活動の一環として）の部活動・クラブ	
	部活動 （学校が主導する）	クラブ （地域指導者・保護者会が主催する）
目 的	◎強くたくましい心身の育成と豊かな人間性の育成 ・自主性と協力性を培い望ましい人間関係をつくる ・体力の向上と健康の増進に努めるとともに生涯スポーツの基礎をつくる	
運 営	◎学校（顧問）・保護者会・地域指導者（コーチ）による三者の連携と協力による運営 ・学校並びに庄内町小中学生のスポーツ活動ガイドラインに基づいた運営	
加 入	○任意加入 ・毎年 4 月末に登録 ・見学、仮入部期間を経て決定する	○任意加入 ・強制せず個人の事情を優先し登録制とする。 （放課後活動届で加入の確認）
管 理 と 指 導	・管理は校長の責任による ・指導は顧問教員（部活動指導員）と教育委員会が委嘱した地域指導者が指導にあたる	・保護者会と教育委員会が委嘱した地域指導者が指導、引率、管理にあたる ・過剰練習、勝利至上主義の練習形態、経済的負担増にならないようにする
活 動 の 時 間	○顧問が指導にあたる ・夏季（4 月～11 月） ～17：50 ・冬季（12 月～3 月） ～17：30 ※火・水・木・金曜日の 4 日間	○顧問は参加しない ○平日 2 時間程度（部活動と合わせて）が原則 ○休日、長期休業 3 時間程度が原則 ○夜間の活動は 21 時には終了（帰宅） ○部としての活動があるクラブは 18:30 以降（夜間練習）の活動を週 2 回以内とする
	※部活動顧問は、部活動・クラブ活動を併せた「月別活動計画表」を毎月 25 日まで作成し、学校（校長）に提出するとともに、生徒・保護者・コーチに連絡する ※クラブの地域指導者は、「月別活動計画表」を毎月 25 日まで作成し、担当教員を通して学校（校長）に提出するとともに、生徒・保護者・コーチに連絡する ※上記の活動日でも、学校の会議や行事、悪天候や感染症の流行等で活動をしない日がある ※大会参加の関係で上記以外に活動を必要とする部・クラブは校長の許可を要する	
活 動 の な い 日	○週に 2 日は「活動をしない日」（完全休養日）を設ける ・原則として、月曜日は部活動、クラブともに行わない完全休養日とする ・「活動しない日」は原則月曜日と日曜日とする ・日曜日に活動する場合は、土曜日を完全休養日とする ・強化練習会や大会参加等で土・日曜日に続けて活動する場合は、翌週の休養日（月曜日）に加え、平日にもう 1 日休養日を設ける。顧問、指導者は、上記にある「活動をしない日」（完全休養日）の規定に基づいた計画を立て、常態化することのないようにする。 ・長期休業中は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける ○学校行事その他で、活動場所の体育館が利用できない日	
保 険	○日本スポーツ振興センターの保険 （本校生徒全員加入）	○任意保険へ加入（活動必須の条件） ・地域指導者も任意保険へ加入
経 費	○生徒会・教育後援会より支援あり ・個人持ちの用具は個人（保護者）負担	
大 会 参 加	○部活動顧問が監督を務め、指導・引率にあたる ・中体連主催の大会	○中体連主催以外の大会は、参加の有無を学校と相談する（参加の場合は、クラブ対応での参加を原則とする） ・参加大会は、大会の趣旨、生徒の疲労度、安全、経済的負担を考慮して計画する
強 化 練 習 練 習 試 合	・中体連主催の強化練習会は、参加を含め部活動顧問が対応する ・顧問は、生徒の活動状況に配慮し練習試合を計画する（活動時間は 6 時間以内）	○左記以外に計画する場合は、学校と相談しクラブで対応する
遠 征 ・ 合 宿	※遠征とは、練習試合や任意の大会に参加するために「県外または宿泊を伴う活動」	
	○原則計画しない	・宿泊を伴う遠征は、年 3 回以内とする ・合宿は長期休業中とする ・遠征にあたっては計画段階で学校に連絡し、計画書を校長あてに 2 週間前までに提出する（教育委員会に届け出 町学校管理規則）
朝 練 習	○原則計画しない	
大 会 送 迎	○総体・新人大会は教務主任が各顧問と調整し計画する ○県大会、東北大会（隣県のみ）は出場部顧問が計画し、教務主任が一括申請する	○総体・新人大会以外の大会はクラブで送迎する（ただし、町への申請で許可された大会では S B を利用することも可能）

※注意 ・体操・バドミントン・野球・バレーボールクラブは、部活動に準じた活動となる。クラブへの入会に制限はない。（スポ少に参加していない生徒も入会が可能…R4 年度から）
 ・引率は中体連主催の大会のみとする。通常の活動は外部指導者による完全社会体育扱いとする。